

倉敷市所蔵植田家文書

文書番号	標題	年代	数量	内容	備考
1-1	[植田年翁作歌大橋草秋書]	大正8年9月	1幅	太らちねの桜を見て たらちねのはらの顔みる心ちして たちさりかたき 花の木のもと	掛軸 建碑は大正8年9月建てる
1-2	[褒章・感謝状]		4巻		木箱入り(木箱上書)「褒章 感謝 四巻」
1-2-1	[植田年町長勇退への感謝状貼り合わせ]	明治43年12月	1巻	龍山、谷口留五郎、犬養毅、野口武吉郎ほか	
1-2-2	[植田甚三郎・植田年への表彰状貼り合わせ]	明治10年7月12日～44年10月20日	1巻		卷子本
1-2-3	[植田年への褒章・感謝状など貼り合わせ]	明治27年7月10日～44年8月7日	1巻		卷子本
1-2-4	[芳名表]		1帖		折本
1-2-5	[植田年宛木村兎叟書状]		1通	歌集を送られたお礼	封筒あり(封筒上書)「備中国窪屋郡倉敷町植田年様 御机下」あいさつの紙あり
2	[竹香植田年夫婦の肖像]		2幅		木箱入り(木箱上書)「竹香植田年夫婦之肖像」木箱蓋の裏に「芳名表」
2-1	竹香知足居士肖像		1幅	森田兎水画	掛軸
2-2	清雲自遊信女肖像		1幅	森田兎水画	掛軸
3-1	東社ヨリ植田甚三郎へ係ル貸金催促訴訟事件初審書類(朱書)「藍会社関係抵当入弍百円株式冊之内巻 初審」	(明治12年2月24日)	1冊		
3-2	東社ヨリ植田甚三郎へ係ル貸金催促反対控訴事件終審書類(朱書)「藍会社関係抵当入弍百円株式冊之内巻 終審」	(明治12年9月26日)	1冊		
3-3	東社ヨリ兎島徳平治へ係ル貸金催促反対控訴事件終審書類(朱書)「藍会社関係引合の件弍冊之内巻 終審」	(明治13年9月)	1冊		
3-4	藍製商社規則条例		1綴		虫損
3-5	藍製改社正規条約		1綴		虫損
3-6	明治十一年七月卅日 藍葉粉書入貸金催促之訴状 岡山県備前国御野郡上之町井上藤七郎方へ寄留平民 山田玉五郎	明治11年7月30日	1冊	東社より植田甚三郎へ交渉する200円株	
3-7	[伺書・裁決書]	明治14年5月13日	1綴	大原壯平へ係る貸金催促反対事件	
3-8	裁決書	明治12年12月27日	1綴	貸金催促反対事件	
3-9	裁決書	明治12年2月27日	1綴	藍葉粉書入貸金催促事件	
3-10	第二控訴状写稿		1冊	大原壯平へ係る貸金催促反対事件	
3-11	明治十五年七月 日 抵当品売却代金取戻並損害要償之訴状 岡山県備中国窪屋郡倉敷村千五百十七番地居住平民 原告人 植田甚三郎	明治15年7月	1冊		
3-12	判決言渡書	明治19年8月10日	1綴	松尾千次郎等に係る貸金催促反対事件	
3-13	[裁判関係書類(控訴状カ)]	明治14年8月27日	1綴	大原壯平へ係る貸金催促反対事件	
3-14	第二控訴状写稿		1冊	大原壯平へ係る貸金催促反対事件	
3-15	裁決書	明治12年7月11日	1綴	大橋友蔵に係る貸金催促事件	
3-16	貸金催促反対ノ事件大阪上等裁判所裁判不当ノ上告	明治13年6月2日	1綴	大原壯平へ係る貸金催促反対事件	

3-17	裁判執行願差違処分不服ノ控訴一件ニ対スル大阪控訴裁判所ノ裁判不服ノ上告	明治18年10月17日	1綴		
3-18	[第二条(倉敷東社より藍会社へ貸付金400円余について)]	(明治6年10月~9年)	1枚		(朱書)「十一号証」
3-19	東京控訴裁判所採決執行願手續		1綴		
3-20	貸金催促反対事件ニ付執行渡金取戻之訴訟		1綴		
3-21	[大原壮平へ関る裁判関係書類]		1綴		3-21-1~7一綴
3-21-1	[控訴状却下のこと]	明治14年5月27日	1枚		
3-21-2	明治十四年五月廿四日 裁判執行之控訴状 岡山県備中国窪屋郡倉敷村平民植田孫太郎外三名惣代人兼同県同国同郡四十瀬村平民白神佐助	明治14年5月24日	1冊		
3-21-3	明治十四年五月廿四日 原告ヨリ初審へ呈シタル書類写 岡山県平民植田孫太郎外三名惣代人兼同郡平民 原告白神佐助	明治14年5月24日	1冊		
3-21-4	明治十四年五月廿四日 被告ヨリ初審庁へ呈シタル書類写 岡山県平民植田孫太郎外三名惣代人兼同郡平民 原告白神佐助	明治14年5月24日	1冊		
3-21-5	明治十四年七月五日 裁判執行言渡ノ件 大阪上等裁判所裁判不法上告状 東京府神田区今川小路一丁目壱番地寄留群馬県士族 上告代言人広瀬帆三	明治14年7月5日	1冊		
3-21-6	裁決書		1綴		
3-21-7	判文		1綴		
3-22	[大橋友蔵に係る大阪上等裁判所へ控訴書類]		1袋		3-22-1~5一袋 (袋上書)「会社事件壱千円株大橋友蔵へ係ル大阪上等裁判所へ控訴書類 天印」
3-22-1	[訴状受理難及却下のこと]	明治12年19月16日	2枚		
3-22-2	明治十二年十月十三日 証拠物之写 大阪府下北区常安町十七番地寄留岡山県士族 原告代人根本希一 岡山県備中国窪屋郡倉敷村平民植田孫太郎同県同国同郡村平民内田千代蔵同県同国同郡□□□村平民白神佐助代言人大阪府下西区江戸橋南通り二丁目三十貳番地寄留 原告士族梅田壮二	明治12年10月13日	1冊		
3-22-3	明治十二年十月十四日 原訴状之写 京都府士族 名義代言人梅田壮二 岡山県士族 原告代人根本希一	明治12年10月14日	1冊		
3-22-4	明治十二年十月十三日 貸金催促被告免除之控訴状 岡山県備中国窪屋郡倉敷村平民植田孫太郎同県同国同郡同村平民松尾千次郎同県同国同郡同村平民内田千代蔵同県同国同郡四十瀬村平民白神佐助代言人大阪府下西区江戸橋南通二丁目三十二番地寄留 原告 士族梅田壮二 岡山県備中国窪屋郡倉敷村平民植田甚三郎代人大阪府下北区常安町十七番地寄留岡山県士族 原告根本希一	明治12年10月13日	1冊		
3-22-5	明治十二年十月十四日 原答書之写 教と府士族 梅田壮二 岡山県士族 根本希一	明治12年10月14日	1冊		

3-23	[裁判関係書類]	(明治6~18年カ)	1括り	菅信朝太郎よりの証拠物・判文・判決書・上申書・手続始末書・児島徳平治再答書ニ対スル弁駁草案・執行命令書・診断書・委任状ほか	2-23-1~紙縫り一括り 紙縫りが切れているためSILティッシュで括る
3-24	[裁判関係書類]		1括り		3-24-1~17紙縫り一括り 紙縫りが切れたためSILティッシュで括る
3-24-1	[裁判関係書類]	(明治17年)	1綴	執行命令書・確定裁判執行願・願書・陳述書・上申書・答弁書・裁判執行之答書・質問書・伺書・命令書ほか	
3-24-2	[裁判関係書類]	(明治11~13年)	1綴	貸金催促之訴状・弁駁書・裁決書・上申書・陳述書・判文ほか	
3-24-3	貸金催促反対執行一件裁判不服ノ控訴答	明治18年6月13日	1綴		
3-24-4	裁判執行願差縫処分不服ノ控訴答	明治18年6月13日	1綴		
3-24-5	執行裁判不服之控訴答	明治18年7月5日	1綴		
3-24-6	[裁判言渡書・執行命令書]	(明治18年8月1日~9月15日)	1綴		
3-24-7	裁判言渡書	明治16年9月26日	1綴	抵当品売却代金取戻並損害要償の詞訟審判	
3-24-8	[証拠物写書上]	明治14年12月12日	1綴		
3-24-9	[裁判関係書類]	(明治18年カ)	1綴	貸金催促反対執行一件裁判不服ノ控訴状・上申書・証拠物写・裁判執行願差縫処分不服之控訴状・裁判執行願差縫処分不服之訴状・弁駁書ほか	
3-24-10	[裁判関係書類]	(明治18年)	1綴	商法規則条例・委任状之事・裁判言渡書ほか	
3-24-11	上申書	(明治17年2月20日)	1綴		
3-24-12	借用申金子証文之事	明治6年8月10日	1枚	松尾千次郎外5名→倉子城会社	
3-24-13	御裁判説明願	明治18年8月5日	1綴		
3-24-14	第二回弁駁書	明治18年7月7日	1綴		
3-24-15	明治十七年五月三十一日 願書 東京神田区一ツ橋通町二十番地 告代言人広瀬帆三	明治17年5月31日	1冊	大原壯平へ係る貸金催促反対の控訴再審の件	
3-24-16	第一回弁駁書	明治18年6月25日	1綴		
3-24-17	裁決書	明治12年9月26日	1冊	藍葉粉書入貸金催促の控訴	
3-25	[裁判関係書類]		1括り		3-25-1~14紙縫り一括り
3-25-1	[裁判関係書類]	(明治17~19年)	1綴	最終論弁書・貸金催促反対事件東京控訴裁判所ノ裁判不当ノ上告・上申書・弁駁書・追申書・弁解書・要領書・要領追申書・証拠写ほか	
3-25-2	委任状之事	明治11年11月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻の義に付、神崎貞三郎・林醇平を総代理人と定め代理のこと 平岡喜平太外11名	

3-25-3	委任状之事	明治11年9月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻の義に付、植田甚三郎・林醇平を総代理人と定め代理のこと 三宅弥平太外11名	
3-25-4	委任状之事	明治11年11月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻の義に付、神崎貞三郎・林醇平を総代理人と定め代理のこと 野崎通種外13名	
3-25-5	商社掛金高 第九役場部内		1綴		
3-25-6	記 窪屋郡中島村		1綴	掛金・氏名ほか書上	
3-25-7	商社掛金高		1綴		
3-25-8	〔株金取返し等の義に付総代人解任カ〕	明治17年5月	1綴	林醇平・神崎貞三郎・植田甚三郎→平岡喜平太ほか	
3-25-9	誓約書	明治11年9月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻総代を委任のこと 友野拙雄ほか44名	
3-25-10	誓約書	明治11年11月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻総代を委任のこと 平岡喜平太ほか10名	
3-25-11	誓約書	明治11年9月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻総代を委任のこと 三宅弥平太ほか11名	
3-25-12	誓約書	明治11年11月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻総代を委任のこと 野崎通種ほか13名	
3-25-13	委任状之事	明治11年9月	1綴	殖産会社へ係る株金取戻の義に付、植田甚三郎・林醇平を総代理人と定め代理のこと 友野拙雄外34名	
3-25-14	〔裁判関係書類〕	(明治6~16年カ)	1綴	貸金催促反対一件第二種訴状・弁論書・原告要領・追申書・弁解書・藍会社帳簿の写・貸金催促反対一件第二控訴之答書・要領書・書上・証拠物写書上・裁判言渡書ほか	
3-26	〔裁判関係書類〕		1括り		3-26-1~62紐一括り SILティッシュで包む
3-26-1	明治十三年六月二日 貸金催促反対ノ訴訟一件 大坂上等裁判所裁判不当ノ上告状 東京府神田区今川小路二丁目一番地 上告代言人 広瀬帆三	明治13年6月2日	1冊		
3-26-2	第二控訴状ノ答弁書ノ概略		1綴	被告大原壮平	
3-26-3	貸金催促反対ノ控訴	明治12年12月27日	1綴	被告大原壮平	
3-26-4	明治十三年十月 貸金催促反対之控訴書類写 東社大原壮平ヨリ児島徳平治へ交渉ノ件元藍会社引合	明治13年10月	1冊		付箋があるためSILティッシュで包む
3-26-5	東社ヨリ児島徳平治へ係ル貸金催促詞訟事件初審書類 (朱書)「藍会社関係引合事件式冊之内書 初審」	(明治12~13年)	1綴		
3-26-6	弁論書写	明治16年10月9日	1綴		

3-26-7	第二控訴答弁書写		1綴	大原壮平へ係る貸金催促反対 一件	
3-26-8	明治十七年二月廿二日 貸金催促反対事件東京控訴裁判所ノ裁判不当ノ上告 岡山県殖産会社分局倉敷東社担当者同県備前国児島郡天城村平民十河保三郎代言人同県岡山区上之町平民 山田玉五郎		1冊		「貸金催促反対之事件 東京控訴裁判所ノ裁判不当ノ上告ノ答」がくつついている
3-26-9	[会社規則を拠とする論弁は謝絶のこと]		1綴		
3-26-10	明治十八年六月廿五日 第壹号 弁駁書写	明治18年6月25日	1冊		
3-26-11	第貳 商社規則写 (朱書)「貳冊ノ内二」		1冊		
3-26-12	十六年二月七日原告及ヒ引合人ノ問答口供	明治16年2月13日	1綴	問方原告代言人広瀬帆三 答 方引合人児島徳平治	
3-26-13	貸金催促反対控訴	明治12年10月14日	1綴		
3-26-14	明治十五年 月 日 抵当品売却代金取戻並換言要償ノ訴状 岡山県備中国窪屋郡倉敷村平民 原告人植田甚三郎	(明治15年)	1冊		
3-26-15	明治十八年六月十三日 貸金催促反対執行一件裁判不服之控訴写し 岡山県備中国窪屋郡倉敷村植田孫太郎 松尾子次郎内田千代蔵事植田年及白神佐助代人大阪府小区中之島壱丁目三番地寄留佐賀県土族 被控訴人 東長	明治18年6月13日	1冊		
3-26-16	明治十四年七月五日 裁判執行言渡ノ件 大阪上等裁判所裁判不法上告状 東京府神田区今川小路一丁目壱番地 上告代言人広瀬帆三	明治14年7月5日	1冊		
3-26-17	裁決書	明治13年3月19日	1綴	貸金催促反対控訴	
3-26-18	別第一号商 中村源蔵書状	(明治12年カ)	1綴		
3-26-19	本訴ノ証固	(明治)	1綴		
3-26-20	要領書上	明治15年9月26日	1綴		SILティッシュで包む
3-26-21	[下書]	(明治15年)	1綴		
3-26-22	第二控訴状草稿案 (朱書)「藍会社事件草案」		1冊		
3-26-23	明治十五年九月廿六日 要領書上 被告代言人山田玉五郎	明治15年9月26日	1冊		
3-26-24	御裁判執行願	明治13年5月25日	1綴		下書
3-26-25	明治十四年三月廿九日 御裁判執行願 岡山県岡山区東田町土族 藤本保太郎	明治14年3月29日	1冊		
3-26-26	大原壮平ハ争訟ノ本人トシテ中村源蔵ハ正当ノ反対者ヘアラザル論弁	(明治)	1綴		
3-26-27	明治十二年十二月廿七日 貸金催促之訴答書写 岡山県平民十河保太郎	明治12年12月27日	1冊	児島徳平治より東社へ交渉する 件に付、初審へ呈する書類	
3-26-28	明治十三年十二月十五日 貸金催促反対ノ詞訟一件 大阪上等裁判所ノ裁判不当ノ上告写し書 岡山県岡山区上ノ町貳百八十五番地寄留平民 被告代言人山田玉五郎	明治13年12月15日	1冊		
3-26-29	裁決書	明治13年3月19日	1綴		(上書)「千円株 上等裁判状写」
3-26-30	第壹 会社規書写 (朱書)「貳冊ノ内一」	(明治5年9月カ)	1冊		
3-26-31	裁決書	明治13年3月19日	1綴	大原壮平に係る貸金催促反対 の控訴	

倉敷市所蔵植田家文書

3-26-32	明治十四年七月五日 裁判執行言渡ノ件 大阪上等裁判所裁判不法上告状 東京府神田区今川小路一丁目一番地 上告代言人広瀬帆三	明治十四年七月五日	1冊		
3-26-33	貸金催促裁判執行言渡不当ノ控訴	明治十四年	1綴	被告大原壮平	下書カ
3-26-34	[御届綴]	(明治十一年7~8月)	1綴	倉敷警察署宛出頭猶予願ほか	
3-26-35	預り証 (朱書)「第百五拾巻号」	明治十五年七月二十六日	1綴		
3-26-36	明治十四年五月十八日発送 同廿四日上等裁判所 控訴状証拠物掃提二付事件並に入費控工簿 白神佐助	明治十四年五月十八日	1冊		
3-26-37	藍会社事件証拠物		1綴		
3-26-38	[下書(裁判関係)]		1綴		
3-26-39	貸金催促反対執行ノ控訴一件ニ対スル大阪控訴裁判所ノ裁判不当ノ上告	明治十八年十月十七日	1綴		
3-26-40	[陳述書]		1綴	被告大原壮平	
3-26-41	上申書	明治十三年十二月六日	1綴		下書カ (上書)「千円株 植田其他ヨリ上等裁判所へ呈セシ上申書」
3-26-42	裁決書	明治十四年四月十四日	1綴		(上書)「大審院御判決ニ因テ其執行ヲ諸願セシネ初審庁ニ於テ申渡サレタル裁決書ノ写」
3-26-43	東社貸金千円ノ株反対事件詞訟ニ付初終審庁入費大原壮平へ係リ請求スヘキ届類明細書其他証拠物		1綴		
3-26-44	[貸金催促反対一件裁判関係書類]		1綴	被告大原壮平	
3-26-45	損害金要償之件訴訟手続		1綴	被告児島徳平治	
3-26-46	貸金催促反対事件二付執行渡届取戻訴訟		1綴	被告大原壮平	下書カ
3-26-47	上申書	明治十二年一月三十一日	1綴		付箋があるためSILティッシュで包む
3-26-48	貸金催促之控訴		1綴	被告大原友蔵	下書カ
3-26-49	明治六年酉八月 勘定帳写 (朱書)「第二号証正本」	明治六年八月	1綴		付箋が取れそうなのでSILティッシュで包む
3-26-50	証拠物売却代金取戻並損害要償之訴		1綴		下書カ
3-26-51	上申書	明治十二年三月二十六日	1綴	被告児島徳平治	
3-26-52	上申書	明治十二年七月	1綴		下書カ
3-26-53	判決	明治十三年十二月二十三日	1綴	被告大原壮平	
3-26-54	明治十七年四月 執行願記事 執行願人	明治十七年四月	1冊		
3-26-55	質問書		1綴		
3-26-56	控写 拝借申金子証文之事	明治六年十月六日	1枚	借主植田甚三郎・証人羽栗純次郎→小田県東社	
3-26-57	第二控訴対審二付手続	(明治十五年十月カ)	1綴		
3-26-58	第千貳百九十三号 貸金催促之訴	明治十七年十月二十七日	1綴	被告松尾千次郎ほか	
3-26-59	貸金催促被告免除之控訴	明治十二年十月二十四日	1綴	被告大橋友蔵	
3-26-60	藍葉粉書入貸金催促之控訴	明治十二年五月二十八日	1綴	被告中村源蔵	
3-26-61	質問書	明治十五年十二月二日	1綴		
3-26-62	被告答弁書ニ対スル手続キ書		1綴		下書カ
3-27	[裁判関係書類]		1袋		3-27-1~10一袋 (袋上書)「倉敷村 植田年様 書類在中」(袋裏書)「岡山区東中山下 尾高猪太郎」
3-27-1	[植田甚三郎・孫太郎宛書状]		1綴		

3-27-2	誌	明治11年7月	1綴	東社貸付金催促出訴について 旧藍会社総代植田甚三郎→原 唯七・木邨光太郎・大原壮平・木 山精一・内藤忠吉	
3-27-3	番外第百六十八号 財産差押命令書	明治18年11月7日	1枚		
3-27-4	大坂上等裁判ノ裁判ニ因テ執行届書ノ写	(明治17年1月8日カ)	1綴		
3-27-5	大橋友蔵財産取調書	明治18年11月9日	1綴		
3-27-6	(朱書)「番外第百六十八号」執行命令書	明治18年4月22日	1綴		
3-27-7	(朱書)「明治十八年第二百七十一号」裁判言渡書	明治18年9月15日	1綴	被控訴人植田孫太郎・松尾千次 郎・内田千代蔵・植田年・白神佐 助	
3-27-8	裁判言渡書	明治19年7月12日	1綴	被控訴人片山キヌ・大橋友蔵	
3-27-9	裁判言渡書	明治19年3月31日	1綴	被上告人延藤吉兵衛・藤井愛 吉・山路右衛門七	
3-27-10	裁判言渡書	明治19年3月31日	1綴	被上告人小野善太郎・溝手九郎 平	
3-28	〔照会願〕		1袋		3-28-1~2一袋 (袋上書)「岡山県令閣下 ニ捧呈スル東社解散歎願書」
3-28-1	〔照会願〕	明治18年3月26日	1綴	植田年外6名→三宅障平外21名	
3-28-2	〔白紙〕		3綴		
3-29	〔藍製会社関係書類〕		1袋		3-29-1~3一袋 (袋上書)「倉敷 植田甚 三郎殿 御〇〇ニ記ス書類在中」(袋裏 書)「玉島宮ノ下 淀屋源治郎方止宿 難波 泰蔵 三月廿三日」
3-29-1	藍製会社成規条約		1綴		
3-29-2	〔藍製会社規則〕		1綴	起業のため官許を要望	
3-29-3	〔藍製造積書〕	明治5年11月14日	1綴	起業のため官許を要望	
3-30	〔裁判関係書類〕		1袋		3-30-1~18一袋 (袋上書)「殖産会社事 件裁判執行ニ係ル書類」袋破損 SIL ティッシュで包む
3-30-1	〔植田年宛尾高猪太郎書状〕	2月6日	1通	大坂控訴裁判所より電報があつ たため中止のこと	(袋上書)「備中国窪屋郡倉敷村 植田年様 親展」(袋裏書)「岡山区東中山下 尾高 猪太郎」
3-30-2	〔金銭・日付書上(初審の分)ほか〕		1纏め		
3-30-3	財産差押願	明治18年11月9日	1枚	尾高猪太郎→戸長役場	
3-30-4	〔封筒のみ〕		1枚		(封筒上書)「植田様 おたか」
3-30-5	〔植田年・植田孫太郎宛川上鶴太郎書状〕	(明治18年10月14日)	1通	裁判執行の義	(封筒上書)「備中倉敷 植田年様」(封筒 裏書)「岡山区東中山下 川上鶴太郎」
3-30-6	番外第百六十八号 財産差押命令書	明治18年11月7日	1枚		
3-30-7	明治十八年九月三日 確定裁判執行願 岡山区東中山下 寄留 原告代言人川上鶴太郎 乙第四拾号	明治18年9月3日	1冊		
3-30-8	〔執行命令書・呼出状〕	(明治18年9月)	5枚		
3-30-9	〔植田年宛内山徳太郎書状〕	(明治18年9月14日)	1通	裁判上告についてカ	(封筒上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村 植田年殿」(封筒裏書)「大坂江戸橋北通 り四丁目吉番地 内山徳太郎 九月十四 日」

3-30-10	財産差押願	明治18年9月16日	1枚	大橋友蔵の分 植田孫太郎・植田年代理白神佐助→窪屋郡倉敷村戸長役場	
3-30-11	[下書(大橋友蔵財産調書)]		1枚		
3-30-12	乙第四十号 告知書	明治18年11月7日	1枚		
3-30-13	番外第百六拾八号 執行命令書	明治18年4月22日	1綴	被告片山キヌほか	
3-30-14	貸金催促反対一件確定裁判執行願	明治17年4月25日	1綴	被告中村源蔵	下書カ
3-30-15	明治十八年第八拾四号 裁判言渡書	明治18年8月1日	1綴	被控訴人植田孫太郎・松尾千次郎・内田千代蔵・植田年・白神佐助	
3-30-16	明治十八年第九拾号 裁判言渡書	明治18年8月1日	1綴	被控訴人植田孫太郎・松尾千次郎・内田千代蔵・植田年・白神佐助	
3-30-17	明治十八年第二百七十一号 裁判言渡書	明治18年8月1日	1綴	被控訴人植田孫太郎・松尾千次郎・内田千代蔵・植田年・白神佐助	下書カ
3-30-18	民事裁判執行取扱方之義二付伺	明治18年9月28日	1綴		
3-31	[裁判関係書類]		1袋		3-31-1~13一袋 袋上書あり 袋破損 S ILティッシュで包む
3-31-1	[借用申金子証文之事・記ほか]	(明治6~12年)	3枚		
3-31-2	藍葉目方計算記	明治15年11月13日	1綴		
3-31-3	熊代殿御掛 明治十五年八月廿九日 抵当品売却代金取戻並損害金要償ノ訴答書 第四百九十号 岡山県備中国窪屋郡倉敷村御津邨平民 児島徳平治	明治15年8月29日	1冊		
3-31-4	第一弁駁書	明治15年9月16日	1綴		下書カ
3-31-5	[羽栗純次宛植田甚三郎書状]	明治12年12月4日	1通		(包紙上書)「金曜証拠物壱通」
3-31-6	御裁判執行届	明治12年11月5日	1綴		
3-31-7	委任状之事	明治15年5月30日	1枚	尾高猪太郎を代言人に委任 植田甚三郎	
3-31-8	[尾高宛うゑだ書状]		1通	裁判打合せ	
3-31-9	[封筒のみ]		1枚		(封筒上書)「児島徳平治へ係ル抵当品書類 代金取戻並損害要償事件 緊要証拠物」
3-31-10	番外七拾八号 久保殿御掛り 御裁判執行届	明治12年11月5日	1枚		下書カ
3-31-11	[裁判関係書類]		1綴	計算書・被告ニ対シ質問スヘキ件・弁駁書要領・被告再答弁書ニ対スル手続書・訴訟手続書追加ほか	
3-31-12	弁論書	明治15年9月25日	1綴	被告児島徳平治	下書カ
3-31-13	抵当品売却代金取戻並損害要償ノ訴	明治15年9月25日	1綴	被告児島徳平治 第一弁駁書・質問の答弁書・再弁駁書・原告要領書ほか	
3-32	[裁判関係書類]		1袋		3-32-1~8一袋 (袋上書)「会社事件 藍会社雑之証拠書類」
3-32-1	通知状	明治14年7月4日	1枚	植田孫太郎外3名→大原壮平 大審院へ上告	
3-32-2	借用申金子証文之事	(明治6年)	1綴		

3-32-3	明治六年癸酉八月 金員簿 藍会社	明治6年8月	1冊		
3-32-4	借用申金子証文之事	(明治6年8~10月)	1綴		
3-32-5	誌	明治7年12月	1枚	賀陽郡へ分居したく上申 藍会社→小田県元会社	
3-32-6	[届・願綴]	(明治11年7~8月)	1綴	倉敷警察署宛	
3-32-7	御願書		1綴	白神佐介・松尾千次郎・内田千代蔵・植田甚三郎→小田県令矢野光儀 倉敷村での開業願	
3-32-8	[植田甚三郎宛中村源蔵書状]	3月18日	1通	大審院へ上告についてカ	破損 SILティッシュで包む
3-33	[裁判関係書類]		1袋		3-33-1~5一袋 (袋上書)「白神佐介 植田年様 御訓示願書類入」袋破損 SILティッシュで包む
3-33-1	本年内務省甲第二十六号御達之仰付御訓示願		1綴		下書カ
3-33-2	本年内務省甲第廿六号御達之儀に付御訓示願		1綴	松尾千次郎・内田千代蔵→岡山県令代理岡山県大書記官高津暉	
3-33-3	本年内務省甲第廿六号御達之儀に付御訓示願		1綴	松尾千次郎・内田千代蔵→岡山県令代理岡山県大書記官高津暉	
3-33-4	[植田宛た中書状]	9月26日	1通		
3-33-5	本年内務省甲第廿六号御達之儀に付御訓示願	明治18年9月	1綴	松尾千次郎・内田千代蔵→岡山県令代理岡山県大書記官高津暉	下書カ
3-34	[裁判関係書類]		1袋		3-34-1~5一袋 (袋上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村 植田年殿 東京府神田区[]二十番地 広瀬帆三」袋破損 SILティッシュで包む
3-34-1	裁判言渡書	明治19年7月12日	1綴	被控訴人片山キヌ・大橋友蔵	
3-34-2	御裁判執行願	明治17年9月30日	1綴		
3-34-3	裁判言渡書	明治19年3月31日	1綴	被上告人小野善太郎・溝手九郎平	
3-34-4	[植田年宛広瀬帆三書状]	明治19年8月10日	2通	依頼された上告事件について	(封筒上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村 植田年殿」(封筒裏書)「十九年八月十日」
3-34-5	[植田宛広瀬帆三書状]	4月1日	3枚	裁判について	
3-34-6	[植田年宛広瀬帆三書状]	明治19年8月29日	1通	裁判について	(封筒上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村 植田年殿 緊急要用 (朱書)「書留」」(封筒裏書)「東京府神田区一ツ橋通り廿番地 広瀬帆三 十九年八月廿九日書ス」
3-34-7	[植田年宛尾高猪太郎はがき]	明治19年8月13日	1枚	現住所を教えてほしい	(上書)「備中窪屋郡倉敷村 植田年様 岡山区東中山下 尾高猪太郎」
3-34-8	[白紙]		4枚		
3-35	抵当藍葉目方分ヶ書類 ふ用二属ス		1袋		
3-36	会社成蹟手続書類	(明治6年カ)	1袋	会社事件実際手続書之積・会社事件実際手続書ほか	

倉敷市所蔵植田家文書

3-37	会社事件 代人並代言人委任状並約定書	(明治11~14年カ)	1袋	委任状之事・植田甚三郎宛根本希一書状・約定書・条約書・控訴御届ほか	
3-38	会社事件 訴訟費書類並書類受渡ノ類	(明治11~13年カ)	1袋	受領証・収領証・約定書・執行金予算書上・執行願の入費書上・書状ほか	
3-39	東社事件第二控訴書類 藍会社員総代 植田甚三郎	(明治6~11年カ)	1袋	勘定帳・書状ほか	
3-40	明治十六年一月 青木梅次郎へ係ル貸金催促詞訟事件書類 管信朝太郎	(明治16年1月)	1袋	書状・ハガキ・受領証・委任状・戸籍写・裁決書ほか	
3-41	[裁判関係書類]	(明治13~14年カ)	1袋	御裁判執行願・書状・裁決書・委任状・執行届・勘定帳・判決ほか	
3-42	会社事件 三株代言人書翰	(明治12~14年カ)	1袋	書状・ハガキ・弁明ほか	袋破損 SILティッシュで包む
3-43	聖論略解	明治27年9月14日	1冊		虫損 SILティッシュで包む
3-44	大審院判文書 東京控訴裁判所裁決書	明治16年12月28日	1冊		
3-45	明治十八年十月十七日 裁判執行願差違処分不服ノ控訴一件二対スル大坂控訴裁判所裁判不服ノ上告状 東京府神田区一ツ橋通り貳拾番地 上告代言人 広瀬帆三	明治18年10月17日	1冊		
3-46	倉敷高梁間略図		1枚		
3-47	被告申出之要領		1袋		
3-48	[植田甚三郎宛広瀬帆三書状]	明治17年1月10日	1通	大原壮平死去に付裁判書類のこと	(封筒上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村植田甚三郎様 至急要用」(封筒裏書)「東京府神田区一ツ橋通町二十番地 広瀬帆三 明治十七年一月十日午前」
3-49	[植田甚三郎宛広瀬帆三書状]	明治17年1月12日	1通	控訴入費第二控訴検印について	(封筒上書)「岡山県備中国窪屋郡倉敷村植田甚三郎殿」(封筒裏書)「東京府神田区一ツ橋通町二十番地 広瀬帆三 明治十七年一月十二日午前出ス」